

証明書等の根拠法令及び交付対象者①

○：交付可能

(注) B～Eについては、当該権利又は申立ての目的となる固定資産に係る証明書に限る。

帳票名	根拠法令 (地方税法)	固定資産税の 納税義務者(A)	土地について 賃借権等の権 利を有する者 (B)	家屋について 賃借権等の権 利を有する者 (C)	固定資産の 処分をする 権利を有する 一定の者(D)	民事訴訟費用 等に関する法 律に基づく申 立てをしよう とする者(E)
土地(補充) ※1 課税台帳(閲覧用)	第382条の2	○	○	○	○	
家屋(補充) ※1 課税台帳(閲覧用)	第382条の2	○		○	○	
償却資産課税台帳 (閲覧用)	第382条の2	○			○	
評価証明書	第20条の10、第 382条の3	○	○	○	○	○
台帳登録登記事項証 明書	第20条の10、第 382条の3?	○	○	○	○	○
公課証明書	第20条の10、第 382条の3	○	○	○	○	
名寄帳兼 (補充)課税台帳	第387条	○				
課税証明書 ※2	—	○				
資産証明書 ※2	—	○				
無資産証明書 ※2	—	○				
滅失証明書 ※2	—	○				

※1 共有者氏名表を含む。

※2 次ページに記載

証明書等の根拠法令及び交付対象者②

○：交付可能

(注) B～Eについては、当該権利又は申立ての目的となる固定資産に係る証明書に限る。

帳票名	根拠法令 (地方税法)	固定資産税の 納税義務者(A)	土地について 賃借権等の権 利を有する者 (B)	家屋について 賃借権等の権 利を有する者 (C)	固定資産の 処分をする 権利を有する 一定の者(D)	民事訴訟費用 等に関する法 律に基づく申 立てをしよう とする者(E)
(略)						
課税証明書 ※2	—	○				
資産証明書 ※2	—	○				
無資産証明書 ※2	—	○				
滅失証明書 ※2	—	○				

※2 これら4帳票は、いずれも地方税法に根拠がない証明書であり、交付可能な者が法令に規定されているわけではないが、納税義務者本人には交付可能と考えられる。

また、台帳登録登記事項証明書は、固定資産課税台帳に登録される事項のうち登記事項のみを記載した証明書であることから、少なくとも、法令上、評価証明書を交付可能な者に対しては、交付可能であると考えられる。

それ以外の者に対する交付は、各地方団体が個人情報保護条例に照らして判断すべきものと考えられる。

【質問】

これらの整理について、ご意見ください。